

公示番号：19a00956

国名：西バルカン地域

担当部署：地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム

案件名：全国森林火災情報システム(NFFIS)開発プロジェクト 詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月下旬から2020年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 1.10M/M、合計 1.85M/M
- (3) 業務日数： 国内準備期間 現地業務期間 国内整理期間
7日 33日 8日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年1月15(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	コソボ、モンテネグロ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし。

ただし、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし。

6. 業務の背景

コソボはバルカン半島中央部に位置する内陸国で、セルビア、モンテネグロ、アルバニア、北マケドニアの各国と国境を接する。周囲を山に囲まれており、特に西側及び南側国境には2,000mを超える山々が連なる。地中海及びアルプス山脈の影響を受け、夏は暖かく（30℃前後）、冬は寒い（-10度前後）気候であり、年間平均雨量は600mm、西側山間部の年間平均雨量は1,400mm程度、山岳部では冬季は降雪も多くなっている。そのため、自然災害としては森林火災、洪水、地すべり、暴風や冬季の吹雪・雪崩なども毎年確認されている。同国の国土の41%（481,000ha）が森林地とされ、その内訳は国有林62%、民有林38%とされる。特に夏季・乾燥期には森林火災が頻繁に見られ、過去5年間（2012-2016）を通じて年間数千件の森林火災が確認されており、約18,000ha（バイオマスとしては54,000m³）の森林が火災被害に遭っているとされる¹。さらに、気候変動による夏季・乾燥期の長期化などの影響により、森林火災の頻度の増加なども懸念されている。

モンテネグロはバルカン半島の西中央部に位置し、北はクロアチア、東はセルビア、南はアルバニアと国境を接し、西はアドリア海に面している。気候は地中海性で年間降雨量は北西部山岳地で900～1,000mm、中部および沿岸部で1,500mm～2,000mmに及び、夏・秋は乾燥し気温も30～40℃を記録する一方、冬季の山岳部では-20℃に及ぶこともある。また北東山岳部では降雪があり、年間積雪量は平均で約6～8m程度だが、時には20mを超える年もある。国土の3分の2は石灰岩及びドロマイト（苦灰岩）からなる堆積岩に占められカルスト地形を形成し、また地震帯にも位置しており、毎年地震が発生している。またそのほか、洪水、地すべり、森林火災などの自然災害も毎年確認されている。同国の国土の54%（743,609ha）が森林地とされ、その内訳は国有林67%、民有林33%とされる。特に7月、8月の夏季・乾燥期と2月、3月（冬季・乾燥期）には森林火災が頻繁に見られ、過去10年間では800件の森林火災が検知され、47,315ha（バイオマスとしては63,448m³）の森林が火災被害に遭っているとされる²。さらに、気候変動による夏季・乾燥期の長期化などの影響により、森林火災の頻度の増加なども懸念されている。

我が国は、同じバルカン地域国である北マケドニア政府に対して技術協力プロジェクト「森林火災危機管理能力向上プロジェクト（2011～2014）」を実施し、「森林火災早期警報システム」を構築した。更に同システムの機能や利便性を共有する

¹ 要請書に記載の数値。詳細は調査を通じて要確認。

² 要請書に記載の数値。詳細は調査を通じて要確認。

第三国研修「森林火災の予防及び早期警報のための統合システムの開発」を実施し、モンテネグロを含むバルカン諸国との共有を図った。更に、現在は北マケドニアにおいて技術協力プロジェクト「持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）能力向上プロジェクト」を実施しており、森林を保全し生態系を活用した防災・減災の取り組みを推進している。これらの北マケドニア協力を踏まえ、このたびコソボ政府／モンテネグロ政府より類似の協力実施の支援要請がなされた。

なお、当機構は2019年11月に事前の調査を実施したところ、同調査を踏まえ、森林火災早期警報システム構築支援を協力の1つの柱としつつ、生態系の活用についてはECO-DRRより広義となるNature Based Solutionsの観点からニーズを特定することで、より効果的な支援の検討が可能と考えるところ、本詳細計画策定調査において同観点での検討を行う予定。なお、これら2か国からの要請はそれぞれ採択がなされており、個別の2案件としてそれぞれについて調査の結果をミニッツとして取りまとめ署名を行う想定だが、内容面では2か国で類似の成果設定や活動となるものと想定している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2020年1月下旬～2月上旬）

- ①要請背景・内容を把握する（要請書、関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- ②担当分野にかかる対処方針（案）を検討する。
- ③現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ④PDM（案）・PO（案）（英文・和文）、リスクマトリックス及び事業事前評価表（案）（和文）の担当分野関連部分の作成に協力する。
- ⑤C/P 機関であるコソボ内務省危機管理庁／モンテネグロ内務省危機管理局および関係機関、他ドナー等に対する質問表（案）（英文）を作成する。
- ⑥他ドナー（UNDP、EU等）が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑦調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2020年2月上旬～3月上旬）

- ①JICAバルカン事務所等との打合せ（TV会議）を行う。
- ②C/P 機関および関係機関との協議及び現地調査に参加し、関連する政策や計画、それらにおける本プロジェクトの位置づけ、想定する成果、活動、プロジェクト候補地及びその実施機関の体制・能力に関して確認を行う。
- ③担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) コソボ／モンテネグロにおける森林・土地利用、森林火災、早期警報システム、気候変動対策の取組等の持続的開発の現状と動向、その中における

本案件の位置づけ

- イ) コソボ／モンテネグロにおける森林・土地利用、森林火災、早期警報システム、気候変動対策等の開発計画や開発政策・戦略・地方分権政策及び実施体制（予算、人員、組織体制、国際流域図／国境を跨いだ保護区地図などの入手含む）
 - ウ) 早期警報システム導入に際しての実施体制、課題、導入のための費用概算、運用資金概算など
 - エ) 生態系活用による Nature Based Solutions 実践に適したサイト訪問を通じたパイロット事業（案）の評価
 - オ) 他ドナー・機関、NGO 等のコソボ／モンテネグロにおける森林火災対策、森林資源管理、気候変動適応策等に関する支援動向
- ④質問票の回収・関係機関からの聞き取り調査等による面談議事録の作成を行い、事前評価に必要な情報収集を行う。
 - ⑤PDM（案）（和文・英文）、P0（案）（和文・英文）を作成する。
 - ⑥関係者との協議で合意された内容につき、R/D（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑦評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）を作成する。
 - ⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA バルカン支所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2020年3月上旬～3月中旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文）及びリスクマトリックスの作成に協力する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文、議事録含む）を作成し、全体取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①～③を2020年3月17日までに電子データをもって提出すること。

- ① 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）
- ③ 調査における面談議事録

※ コソボ、モンテネグロのそれぞれの報告書、事前評価表、面談議事録作成を想定する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒イスタンブール⇒プリスティナを標準とします。

(なお、コソボ・プリスティナとモンテネグロ・ポドゴリツァ間の移動はJICAにてレンタカーを手配し、陸路移動を想定しております。)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年2月2日～2020年3月5日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員とともに現地調査を開始し、同団員より約2週間長く現地滞在して調査を進めていただく予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) ランドスケープマネジメント (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAバルカン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA 調査団員帰国後の滞在期間における関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部森林・自然環境グループ第二チーム (TEL:03-5226-8752) にて配布します。

・北マケドニア「森林火災危機管理能力向上」プロジェクト 終了時評価報告書、「持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)能力向上プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAバルカン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上